

# 樋の口浄水場等建設事業

## 募集要項 (第1回変更版)

令和元年 9月

弘前市上下水道部

## 目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業の概要	2
2.1 事業名	2
2.2 事業場所	2
2.3 管理者の名称	2
2.4 事業の目的	2
2.5 事業方式	2
2.6 更新整備業務の対象施設	2
2.7 維持管理・運転業務の対象施設	5
2.8 対象外の事業	5
2.9 本事業の対象範囲	5
2.10 事業期間	5
2.11 事業スケジュール	5
2.12 本事業におけるサービスの範囲と水準	6
2.13 提供されるサービスに対する対価の支払い	6
2.14 遵守すべき関係法令	6
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	7
3.1 事業者に求めるもの	7
3.2 事業者の募集及び選定方法	7
3.3 事業者の参加資格に関する事項	8
3.4 事業費限度額	11
3.5 最低制限価格	11
3.6 事業者選定のスケジュール等	11
3.7 応募の手続き	14
3.8 応募に関する留意事項	16
4. 事業者の選定	17
4.1 優先交渉権者の決定	17
4.2 契約手続き	17
5. その他	19
5.1 必要事項等の追加	19
5.2 応募に際し使用する言語、単位及び通貨	19
5.3 プロポーザル参加者を構成する法人の名称の公表	19

## 1. 本書の位置づけ

募集要項は、弘前市上下水道事業（以下「市」という。）が実施する樋の口浄水場等建設事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により募集及び選定するにあたり、プロポーザル参加希望者（以下「プロポーザル参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。

- ◆要求水準書
- ◆基本協定書（案）
- ◆基本契約書（案）
- ◆設計及び建設工事請負契約書（案）
- ◆運転管理業務委託契約書（案）
- ◆事業者選定基準
- ◆提出書類作成要領及び様式集

本事業の基本的な考え方については、平成31年3月に公表した実施方針と同様である。

ただし、本事業を実施するにあたっての詳細条件等については、若干の修正を加えているため募集要項等の内容を踏まえ、プロポーザル参加者は応募に必要な提案書を提出するものとする。

募集要項等と実施方針及び実施方針に関する質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書によることとする。

## 2. 事業の概要

### 2.1 事業名

樋の口浄水場等建設事業

### 2.2 事業場所

弘前市大字樋の口町 2 7 2 - 3 外

### 2.3 管理者の名称

弘前市上下水道事業 弘前市長 櫻田 宏

### 2.4 事業の目的

樋の口浄水場は、弘前市上水道の基幹施設として、第2期拡張事業（昭和35年）及び第3期拡張事業（昭和45年）によって整備された、浄水処理能力 60,000m<sup>3</sup>/日の施設である。また、常盤坂増圧ポンプ場は、第3期拡張事業（昭和46年）によって整備された、送水能力 26,400m<sup>3</sup>/日の施設であり、岩木川取水ポンプ場も、同じく第3期拡張事業（昭和52年）によって整備された施設である。

それぞれの施設は、建設から半世紀程度が経過し、施設の老朽化が顕著となっており、また、平成15年度に実施した耐震診断では、多くの施設が耐震性を有していないことが明らかとなり、その対策が急務となっていることから、樋の口浄水場及び常盤坂増圧ポンプ場並びに岩木川取水ポンプ場を更新するものである。

### 2.5 事業方式

本事業は、長期的な視点から、コスト縮減と安定的な運転を図るための手法を検討した結果、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）の趣旨に準じたDBO（設計、建設、維持管理・運転一括発注：Design Build Operate）方式により実施する。

また、新樋の口浄水場の運転管理業務については、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者へ委託すること（以下「第三者委託」という。）により実施する。

### 2.6 更新整備業務の対象施設

本事業における更新整備業務の対象施設（以下「更新対象施設」という。）となる（仮称）新樋の口浄水場（以下「新樋の口浄水場」という。）及び（仮称）新常盤坂増圧ポンプ場（以下「新常盤坂増圧ポンプ場」という。）並びに既設岩木川取水ポンプ場の概要を表1、表2、表3に示す。

表 1 新樋の口浄水場の概要

項目	内容
計画浄水量	38,000m <sup>3</sup> /日
計画一日最大給水量	34,200m <sup>3</sup> /日
計画一日平均給水量	29,100m <sup>3</sup> /日 (稼働率 85%)
計画一日最小給水量	13,200m <sup>3</sup> /日
浄水 (排水) 処理方式	粉末活性炭+凝集沈澱+急速ろ過+紫外線処理設備+機械脱水
主な更新施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活性炭注入施設</li> <li>・ 着水井</li> <li>・ 凝集沈澱池</li> <li>・ 急速ろ過池</li> <li>・ 紫外線処理設備</li> <li>・ 浄水池</li> <li>・ 送水ポンプ施設</li> <li>・ 管理棟</li> <li>・ 電気計装設備</li> <li>・ 場内配管</li> <li>・ 場内整備</li> <li>・ 排水池</li> <li>・ 排泥池</li> <li>・ 濃縮槽</li> <li>・ 機械脱水施設</li> <li>・ ケーキヤード</li> <li>・ 非常用自家発電設備</li> </ul>

表 2 新常盤坂増圧ポンプ場の概要

項 目	内 容
計画一日最大送水量	23,900m <sup>3</sup> /日
計画一日平均送水量	20,800m <sup>3</sup> /日
計画一日最小送水量	7,000m <sup>3</sup> /日
緊急時送水量	25,900m <sup>3</sup> /日
主な更新施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送水ポンプ棟</li> <li>・ 送水ポンプ施設</li> <li>・ 電気計装設備</li> <li>・ 場内配管</li> <li>・ 場内整備</li> <li>・ 非常用自家発電施設</li> </ul>

※ 緊急時送水量とは、津軽広域水道企業団の施設メンテナンスに伴う減量時に対応するための送水量である。

表 3 既設岩木川取水ポンプ場の概要

項 目	内 容
水 源	表流水（一級河川 岩木川水系岩木川）
水利権水量	毎秒最大 0.509m <sup>3</sup> （一日最大 44,000m <sup>3</sup> ）
沈砂池	210m <sup>3</sup> ×2 池
取水ポンプ施設	20.8m <sup>3</sup> ×170kW 1 台、23.0m <sup>3</sup> ×85kW 1 台、11.5m <sup>3</sup> ×37kW 2 台
主な更新施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沈砂池（耐震補強・劣化補修）</li> <li>・ 取水ポンプ施設（耐震補強・劣化補修）</li> <li>・ 除塵機（コンベヤ含む）</li> <li>・ 天井クレーン</li> <li>・ 制水扉</li> <li>・ 排水ポンプ設備</li> <li>・ 取水ポンプ設備</li> <li>・ 電気計装設備</li> <li>・ 場内配管</li> <li>・ 建築付帯設備（電気・機械）</li> </ul>

## 2.7 維持管理・運転業務の対象施設

本事業における維持管理・運転業務（以下「運転管理業務」という。）の対象施設（以下「運転対象施設」という。）を表 4 に示す。

表 4 本事業の運転対象施設

項目	内容
新樋の口浄水場	本事業で建設
新常盤坂増圧ポンプ場	本事業で建設
岩木川取水ポンプ場	本事業で耐震補強・劣化補修、更新
場外施設 (要求水準書 参照)	取水施設 20 箇所、導水施設 1 箇所、浄水施設 11 箇所 送水施設 3 箇所、配水施設 40 箇所、減圧弁 3 箇所 監視装置 7 箇所、取水付帯施設 2 箇所

## 2.8 対象外の事業

既設樋の口浄水場及び既設常盤坂増圧ポンプ場の撤去に関する設計・工事は、本事業の対象外とする。

## 2.9 本事業の対象範囲

事業者が行う本事業の対象範囲は、更新対象施設の設計、建設工事及び運転対象施設の運転管理業務であり、更新整備業務において、事業者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

なお、事業者が行う本事業の対象範囲は、要求水準書に示す。

### 2.10 事業期間

事業期間は、次のとおり予定している。

- ・ 設計・建設期間…………… 令和 2 年 4 月～令和 8 年 3 月（試運転期間を含む）
- ・ 運転管理期間…………… 令和 8 年 4 月～令和 23 年 3 月

### 2.11 事業スケジュール

事業スケジュールは、表 5 のとおり予定している。

表 5 事業スケジュール（予定）

時期	内容
令和 2 年 3 月頃	契約締結
令和 2 年 4 月頃	設計の着手
令和 3 年 10 月頃	建設工事の着手
令和 8 年 3 月頃	建設工事完了
令和 8 年 4 月～令和 23 年 3 月	運転管理業務期間（15 年間）

#### **2.1.2 本事業におけるサービスの範囲と水準**

事業者は、事業期間にわたり、要求水準書に示す水準を確保するものとする。

#### **2.1.3 提供されるサービスに対する対価の支払い**

市は、提供されるサービスに対し、設計及び建設工事請負契約書（案）及び運転管理業務委託契約書（案）に従い、その対価を支払う。

#### **2.1.4 遵守すべき関係法令**

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

### 3. 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 3.1 事業者に求めるもの

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力に期待し、更新対象施設の設計、建設、運転管理業務及び場外施設の運転管理業務を一括して委託するDBO方式とするものである。

事業者には、市が「弘前市水道ビジョン」で掲げる将来像「お客様が満足する快適な給水サービスと安定した水道事業を目指して」の具現化に向けて、以下の3点を期待する。

- ① 効率的な水道施設の設計及び工事
- ② 安全な水の安定的かつ継続的な供給
- ③ 施設の効率的、安定的な運転・維持管理

また、提案にあたっては、弘前市政・弘前市水道事業に資する積極的な提案、全国の水道事業の発展に資する提案がなされることを期待している。

提案内容によっては、市と事業者はパートナーシップを発揮し、これらの提案を実行する。

#### 3.2 事業者の募集及び選定方法

##### 1) 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおりである。

##### (1) 応募者資格確認

応募者資格について、3.3 事業者の参加資格に関する事項に示す参加資格要件を有すること等を確認する。

##### (2) 提案内容の審査

提案内容について、市の定める要求水準との適合性、設計・施工計画・運転管理の妥当性、確実性及び提案価格等から総合的に評価する。

なお、提案内容の審査は、提出された書面のほか、応募者によるプレゼンテーションにより行うこととし、プレゼンテーションは本事業の配置予定技術者が行うものとする。

##### 2) 選定委員会の設置

ア 市は、事業者の選定にあたり、学識経験者等より構成される「樋の口浄水場等建設事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、応募者の提案内容についての評価を行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 市は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

エ 優先交渉権者を決定するまでは委員名の公表を行わないものとする。

### 3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 提案価格の金額が事業費限度額を超える場合と最低制限価格を下回る場合
- カ 最低技術評価点を下回る場合
- キ プレゼンテーションに理由もなく欠席した場合(ただし、やむを得ない理由(公共交通機関の遅れ、就業が制限される疾病に罹患した場合など)については失格の対象外とする。)

## 3.3 事業者の参加資格に関する事項

### 1) 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ア 応募者は、弘前市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含む複数の企業等により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。
- イ 応募グループは、更新対象施設の設計を行う「設計企業」、土木工事を行う「土木企業」、建築工事を行う「建築企業」、機械設備工事を行う「機械企業」、電気設備工事を行う「電気企業」及び運転管理業務を行う「運転管理企業」を含む企業により構成されることを基本とし、応募グループは、施設の建設のために特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)及び運転対象施設の運転管理業務を行う特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立する。
- ウ 応募グループを構成する企業等の数は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加資格の申請及び参加手続きを行う。
- エ 建設JVの施工方式(甲型、乙型)は任意とするが、建設JV全体を統括する企業を定めること。
- オ 代表企業の変更は、原則として認めない。
- カ 応募グループの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合は、市と協議を行い、新たな構成員とすることができる。
- キ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員に加わることはできない。
- ク 応募グループは、本事業の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り弘前市内に本社又は本店を置く業者を活用すること。さらに、本事業にて使用する資機材等については可能な限り、市内で製造産出される資機材を使用し、これに該当しない場合は、市内業者が販売するものを優先的に使用すること。

## 2) 応募者の参加資格要件

### (1) 共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 弘前市契約規則第2条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- ウ 公示日現在から最優秀提案者を選定する日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- オ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した企業、又はこれらと資本面・人事面で関係がないこと。（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の20%を超える株式を有し、又は、その出資の総額の20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）
  - ・ 樋の口浄水場等建設事業アドバイザー業務に関与している企業  
日本水工設計株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- カ 弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成18年弘前市訓令第19号）第5条第1項に規定する有資格者名簿において、対象工事毎に定める業種に登録がある者であり、かつ、級別の格付けがある業種の場合にあっては、当該等級の者であること。
- キ 弘前市工事等暴力団排除措置要綱を遵守すること。

### (2) 各業務における参加資格要件

応募グループの構成員は、本事業の設計・建設・運転管理の各業務を行うものとして、以下の①～③の各項の要件を区分に応じ、すべて満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

#### ① 設計企業

設計企業のうち1社は、次の各要件をすべて満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 弘前市の令和元年度（平成31年度）競争入札参加資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント」及び「建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上下水道部門（上水道及び工業用水道）の登録を行っており、上下水道部門（上水道及び工業

用水道)の資格を有する者が2名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技術者及び照査技術者として配置すること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

エ 平成16年4月1日以降において、国内の表流水を水源とする10,000m<sup>3</sup>/日以上(公称能力)の上水道における凝集沈澱、急速ろ過方式の浄水場の実施設計(基本設計及び詳細設計)の実績を有すること。なお、以上の実績については、同一業務であることを条件としない。

② 建設企業(土木企業、建築企業、機械企業、電気企業)

建設企業は、次の各要件を満たすこと。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木企業は「土木一式工事」、建築企業は「建築一式工事」、機械企業は「機械器具設置工事」、電気企業は「電気工事」につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。また、同一の工事を複数で行う場合は、1社がその要件を満たすこと。

イ 弘前市の令和元年度(平成31年度)競争入札参加資格者名簿において、対象工事毎(土木一式工事・建築一式工事・機械器具設置工事・電気工事)に登録されていること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書で最新のもの)の総合評定値(P点)が土木一式工事については1,500点以上、建築一式工事については1,500点以上、機械器具設置工事については1,100点以上、電気工事については1,400点以上の者であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、1社がその要件を満たすこと。

ただし、応募グループを構成する弘前市内に本社又は本店を置く企業については、弘前市内に建設業法でいう本店を有し、令和元年度(平成31年度)競争入札参加資格者名簿において「土木一式工事-A等級」、「建築一式工事-A等級」、「電気工事-A等級」に登録されている者であること。

エ 国内の水道施設工事又は機械器具設置工事において、1社が元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの)として、平成16年4月1日以降において、浄水処理能力が10,000m<sup>3</sup>/日以上の凝集沈澱施設(上水道に限る)及び10,000m<sup>3</sup>/日以上の急速ろ過施設(上水道に限る)の新設又は全面更新をした工事实績があること。なお、以上の実績については、同一工事であることを条件としない。

③ 運転管理業務に関する要件

運転管理企業のうち1社は、次の各要件をすべて満たすこと。

ア 弘前市の令和元年(平成31年度)競争入札参加資格者名簿において、水道施設維持管理に登録されていること。

イ 国内で水道事業又は水道用水供給事業に係る河川表流水を水源とする施設能力10,000m<sup>3</sup>/日以上の浄水場(急速ろ過方式)で24時間連続して運転監

視における運転管理業務委託の実績を有すること。

- ウ 水道技術管理者（水道法第 19 条に定める者をいう。）の資格を有する者が 2 名以上在籍すること。また、受託水道業務技術管理者として S P C に在籍すること。

### (3) 参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から技術提案書提出までの間、応募者の構成員が「3.3 2) 応募者の参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、当該応募者はプレゼンテーションに参加することができない。ただし、応募資格審査を経た上で、「3.3 2) 応募者の参加資格要件」の資格要件に該当する構成員と変更しプレゼンテーションに参加することを認めるものとする。
- ウ 技術提案書提出の翌日から優先交渉権者を決定する日までの間、応募者の構成員が「3.3 2) 応募者の参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を事業者選定の審査対象から除外する。

## 3.4 事業費限度額

本事業について、設計及び建設工事費、運転管理業務委託費の各事業費限度額を設ける。

### 1) 設計及び建設工事費における事業費限度額

¥10,705,940,000 - (消費税及び地方消費税を除く)

### 2) 運転管理業務委託費における事業費限度額

¥3,818,190,000 - (消費税及び地方消費税を除く)

## 3.5 最低制限価格

本事業について、設計及び建設工事費、運転管理業務委託費の各最低制限価格を設ける。

## 3.6 事業者選定のスケジュール等

### 1) 事業者の選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、表 6 のとおりである。

なお、スケジュールは今後変更が生じることがある。

表 6 事業者の募集及び選定のスケジュール

日程	事項
令和元年 7 月 5 日	公告及び募集要項等の公表
令和元年 7 月 8 日～17 日	募集要項等に関する質問の受付、締め切り
令和元年 7 月 25 日	説明会及び現地見学会
令和元年 8 月 7 日 (要求水準書に対する質問への回答) 令和元年 8 月 23 日 (要求水準書以外に対する質問への回答)	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和元年 8 月 26 日～30 日	参加表明書及び資格確認申請書等の受付、締め切り
令和元年 9 月 17 日～20 日	参加資格審査結果の通知
令和元年 12 月 2 日～6 日	技術提案書の受付、締め切り
令和 2 年 1 月 27 日～28 日	技術提案書のプレゼンテーション
令和 2 年 2 月上旬	優先交渉権者の決定
令和 2 年 3 月下旬	契約締結

## 2) 本事業に関する説明会及び現地見学会

プロポーザル参加者に対して以下のとおり説明会及び現地見学会を開催するため、応募する者は申込みを行うこと。

### (1) 開催日時

説明会 : 令和元年 7 月 25 日 (木) 10 時 30 分から

現地見学会 : 令和元年 7 月 25 日 (木) 13 時 30 分から

### (2) 開催場所

青森県弘前市大字樋の口町 272-3 (樋の口浄水場 水道管理センター)

### (3) 申込方法

参加希望者は、説明会及び現地見学会参加申込書(様式 1)に必要事項を記入の上、「3.7 9) 問合せ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。その際の着信確認は、送信者の責任において行うこと。

ファイル形式は、Microsoft 社製 Office Excel 97-2019、又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。

申込期間は、募集要項等の公表後から令和元年 7 月 12 日(金) 16 時までとする。なお、参加者は 1 社当たり 2 名までとする。

#### (4) 注意事項

説明会及び現地見学会では実施方針、募集要項等は配布しないため、各自持参すること。なお、質疑応答は受け付けない。

### 3) 募集要項等に関する質問書の提出

#### (1) 提出期間

令和元年 7 月 8 日（月）から令和元年 7 月 17 日（水）16 時まで

#### (2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式 2）に記入の上、「3.7 9）問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は、送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は、Microsoft 社製 Office Excel 97-2019、又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。

#### (3) 質問内容の確認

質問の内容において確認が必要と判断した場合に、質問者に対してメールまたは電話により内容の確認を実施する。

### 4) 募集要項等に関する質問への回答

#### (1) 公表日

令和元年 8 月 7 日（水）【要求水準書に対する質問への回答】

令和元年 8 月 23 日（金）【要求水準書以外に対する質問への回答】

#### (2) 公表方法

募集要項等に関する質問への回答の公表は、市のホームページを通じて行うものとする。

なお、質問者は匿名とし、応募グループの技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。

### 5) 参考資料の提供

本事業の検討に必要と思われる資料については、参考資料提供申請書（様式 5）に必要事項を記入のうえ、「3.7 9）問い合わせ先」へ持参することで、資料データを提供する。提供する資料については様式 5 の参考資料一覧を確認のこと。

なお、提供した資料以外に必要と思われる資料がある場合は、「募集要項等に関する質問書」へ提供を要望する資料を記載すること。

提供の要望があった資料については、「募集要項等に関する質問への回答」の公表と同時期に提供する予定である。

資料が存在しない等の理由により、要望のあった資料を提供できない場合もある。

(1) 申請書の受付

申請者は持参により提出すること（郵送による提出は受け付けない）。

令和元年7月8日（月）から、令和元年9月13日（金）の9時から16時までの間に提出のこと。

### 3.7 応募の手続き

#### 1) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

プロポーザル参加者は、参加に必要な書類を下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

(2) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

① 持参による場合

「3.7 9) 問合せ先」に、令和元年8月26日（月）から令和元年8月30日（金）の9時から16時までの間に提出のこと。

② 郵送による場合

「3.7 9) 問合せ先」に、令和元年8月30日（金）の16時必着のこと。

#### 2) 参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認結果は、プロポーザル参加資格確認申請を行ったプロポーザル参加者の代表者に対して、令和元年9月17日（火）から令和元年9月20日（金）に市から書面により通知する。

#### 3) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

プロポーザル参加資格確認結果の通知により、プロポーザル参加資格がないとされたプロポーザル参加者は、市に対して、参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式 3）により、説明を求めることができる。市は、説明を求めたプロポーザル参加者の代表者に対して、書面により回答する。

(1) 提出書類

参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式 3）

(2) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

① 持参による場合

「3.7 9) 問合せ先」に、令和元年9月24日(火)から令和元年9月27日(金)の9時から16時までの間に提出のこと。

② 郵送による場合

「3.7 9) 問合せ先」に、令和元年9月27日(金)の16時必着のこと。

#### 4) 応募の辞退

市よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けたプロポーザル参加者が、応募を辞退する場合には、応募提出書類提出期限日までに応募辞退届(様式4)を持参により提出すること。

#### 5) 応募時の提出書類

プロポーザル参加資格を有する旨の通知を市より受けたプロポーザル参加者は、応募書類一式を次のとおり提出することとする。

(1) 応募書類

提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

(2) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

① 持参による場合

「3.7 9) 問合せ先」に、令和元年12月2日(月)から令和元年12月6日(金)の9時から16時までの間に提出のこと。

② 郵送による場合

「3.7 9) 問合せ先」に、令和元年12月6日(金)の16時必着のこと。

#### 6) 費用の負担

プロポーザル参加者の応募に係る費用については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

#### 7) 応募時の提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他必要と認める時には、応募グループの承諾がある場合のみ提案書の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

また、市は、優先交渉権者決定の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の応募グループの提案書の一部を無償で使用できるものとする。

並びに、応募グループから提出された提案書について、弘前市情報公開条例(平

成 18 年弘前市条例第 19 号) の規定による請求があったときは、当該提案書等を作成した応募グループに対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本事業の優先交渉権者の決定前において、決定に影響がある情報については決定後の開示とする。

#### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募グループが負うものとする。

#### (3) 情報公開

応募グループから提出された提案書について、弘前市情報公開条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）の規定による請求があったときは、当該提案書等を作成した応募グループに対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本事業の優先交渉権者の決定前において、決定に影響がある情報については決定後の開示とする。

#### (4) 提出書類の返却

応募グループから提出された書類は、返却しないものとする。

### 8) 市の提供する資料の取扱い

プロポーザル参加者（応募を辞退した者も含む。）は、市が提供する資料を本応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### 9) 問合せ先

弘前市上下水道部 工務課 浄水場整備係

所在地 〒036-1393 青森県弘前市大字賀田 1-1-1

電話 0172-55-9663 FAX 0172-55-9666

電子メール [suikoumu@city.hirosaki.lg.jp](mailto:suikoumu@city.hirosaki.lg.jp)

## 3.8 応募に関する留意事項

### 1) 公正な応募の確保

本募集要項の定めを遵守するほか、プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

#### (1) 応募時の提出書類の書換え等の禁止

プロポーザル参加者は、提出期限以降における応募時の提出書類の差替え及び再提

出をすることができない。

## (2) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① プロポーザル参加資格のないものが応募したとき
- ② 応募時の提出書類が所定の日時までに到着しないとき
- ③ プロポーザル参加者が2通以上の応募をしたとき
- ④ 提出書類の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ⑤ 提出書類記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- ⑥ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑦ その他応募の条件に違反したとき

## (3) 提出書類の虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

## (4) 応募の中止等

市がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、すでに公告若しくは通知した事項の変更又は本事業を延期若しくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとする。

## 4. 事業者の選定

### 4.1 優先交渉権者の決定

#### 1) 提案内容の審査

提案内容の審査は、提出された書面のほか、応募者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは、令和2年1月27日(月)～28日(火)に行う。なお、プレゼンテーションの詳細は事前に応募グループの代表者に通知するものとする。

#### 2) 応募書類に関するヒアリング

市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、プロポーザル参加者に対してヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの詳細は事前に応募グループの代表者に通知するものとする。

### 4.2 契約手続き

#### 1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者と基本協定書(案)により、基本協定を締結する。

## 2) 契約の締結

市は、本事業の設計、建設及び運転維持管理業務を一括で発注するために、優先交渉権者と基本契約書（案）により基本契約を締結する。

また、市は、基本契約に基づき、設計・建設 J V と設計及び建設工事請負契約書（案）により設計及び建設工事請負契約並びに応募グループのうち、S P C への出資を行う企業と運転管理業務委託契約書（案）により運転管理業務委託契約を締結する。

なお、運転管理業務委託契約については、基本契約書（案）に定める S P C が設立された後、その契約を S P C が引き継ぐものとする。

## 3) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、運転管理業務を実施するため、運転管理の引継業務開始前までに、運転管理業務を実施する S P C として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を設立する。S P C の登記上の本店所在地は、青森県弘前市とする。

応募グループの構成企業のうち、設計企業及び市内業者の出資は任意とするが、それ以外のすべての企業は出資を行うこととし、構成企業以外からの出資は認めない。S P C における代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

なお、S P C の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

### ①出資金

出資金は 1,000 万円以上とし、運転管理業務期間中これを維持する。

### ②事業計画書の提出

S P C は経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の 3 ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を市に提出する。

### ③財務書類等の提出

S P C は、経営の健全性及び透明性を確保するために、S P C が会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出する。また、S P C の株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出する。なお、当該株主が株主上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和 49 年法律第 22 号）第 13 条及び第 14 条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出する。

## 4) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

## 5) 契約保証金

設計及び建設工事請負業者は、設計及び建設工事請負契約金額の 100 分の 10 以上

の額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納める。契約保証金の詳細は、設計及び建設工事請負契約書（案）による。

また、応募グループのうちSPCへの出資を行う企業は、**委託期間における各年度の**運転管理業務委託契約金額の100分の10以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に収める。契約保証金の詳細は、運転管理業務委託契約書（案）による。

## 5. その他

### 5.1 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に応募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加資格確認結果の通知前においては、市のホームページを通じて、また、プロポーザル参加資格確認結果の通知後においては、代表企業に通知する。

### 5.2 応募に際し使用する言語、単位及び通貨

応募に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律51号）に定めるものとし、通貨は円とする。

### 5.3 プロポーザル参加者を構成する法人の名称の公表

優先交渉権者決定後までは、プロポーザル参加者を構成する法人の名称は、原則として公表しない。また、優先交渉権者決定後も選定されなかった応募グループについては、代表企業のみ公表し、構成する法人の名称は公表しない。

以下別紙

**様式 1 本事業に関する説明会及び現地見学会申込書**

**様式 2 募集要項等に関する質問書**

**様式 3 参加資格の確認結果に関する説明の要求書**

**様式 4 応募辞退届**

**様式 5 参考資料提供申請書**